

さいかい子育てガイドブック



- ◆ この冊子は、令和7年度における、西海市が実施している子育て支援のサービスをご紹介しています。
- ◆ サービスは、事情により変更されたり、廃止されたりする場合があります。



西海市

目次

妊娠・出産

1 助産施設への入所	P3
2 畦島地域安心出産支援事業	P3
3 母子健康手帳交付	P3
4 母子保健推進員さんの訪問(こんにちは赤ちゃん事業・訪問事業)	P3
5 新生児訪問・乳児訪問・妊婦訪問	P3
6 産後ケア事業(宿泊型・デイケア型)	P3
7 未熟児養育医療	P4
8 未熟児産後支援事業	P4
9 定期予防接種	P4
10 さいかい子育て応援アプリ「Baby ぐっど」	P4
11 妊産婦等包括支援事業	P5
12 妊婦歯科健診	P5
13 妊産婦一般健康診査	P5
14 長崎県おもいやり駐車場制度	P5

乳幼児期の子育て

1 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所	P6
2 児童手当	P10
3 福祉医療費制度	P11
4 地域子育て支援拠点事業	P13
5 ファミリー・サポート・センター	P14
6 ショートステイ事業・トワイライトステイ事業	P15
7 児童相談・DV相談	P15
8 就学相談	P15
9 幼児教育相談	P15
10 乳幼児相談・授乳相談	P16
11 乳児健診	P16
12 1歳6か月児健診	P16
13 3歳6か月児健診	P16
14 5歳児健診	P16
15 すくすく相談	P16

16	ひまわりの園巡回相談	P16
17	のびのび相談	P16
18	フォローチェンジ	P18
19	こども医療電話相談(#8000)	

学童期からの子育て

1	放課後児童クラブ	P18
2	就学援助制度	P18

ひとり親支援

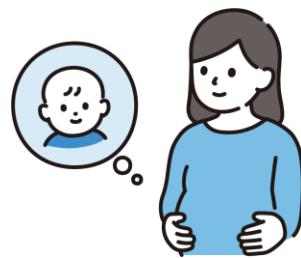
1	児童扶養手当	P20
2	福祉医療費制度	P20
3	母子・父子自立支援員	P20
4	ひとり親家庭等日常生活支援事業	P20
5	ひとり親家庭生活支援事業	P20
6	就労支援	P21
7	母子・父子寡婦福祉資金貸付	P23

障がい児・障がい者支援

1	身体障害者手帳	P26
2	療育手帳	P26
3	精神障害者保健福祉手帳	P26
4	自立支援医療費(育成医療)	P26
5	自立支援医療費(精神通院)	P26
6	軽度・中等度難聴児補聴器購入	P27
7	児童発達支援	P27
8	放課後等デイサービス	P27
9	保育所等訪問支援	P28
10	障害児福祉手当	P29
11	特別児童扶養手当	P29



妊娠・出産



1.助産施設への入所〔こども家庭課〕

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院出産をすることが困難な妊産婦に助産施設への入所を措置します。

2.離島地域安心出産支援事業〔健康ほけん課〕

松島、江島、平島にお住まいの妊婦の定期健診等の交通費や宿泊費を補助します。

3.母子健康手帳交付〔健康ほけん課〕

Babyぐっど

【内容】

妊娠の届出をした妊婦と面談を行い、母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票 14回分をお渡しします。

【場所】

子育て世代包括支援センター（西海市役所第1別館）

【日程】

毎週金曜日（※予約制）

代理交付の場合は後日オンライン面談が必要です。

【予約方法など】

さいかい子育て応援アプリ「Baby ぐっど」で「妊娠の届出」「アンケート」に回答いただき、母子手帳交付日の予約をしてください。



4.母子保健推進員さんの訪問（こんにちは赤ちゃん事業・訪問事業）〔健康ほけん課〕

お住まいの地域の母子保健推進員が、同意のあった方を対象に、訪問や電話連絡を行います。

5.新生児訪問・乳児訪問・産婦訪問〔健康ほけん課〕

各ご家庭へ保健師や助産師、看護師が訪問し、体重測定等健康状態や育ちと一緒にみていきます。里帰り出産をされている方は電話やオンラインでお伺いします。

6.産後ケア事業（宿泊型・デイケア型）〔健康ほけん課〕

病院や助産所に宿泊または日帰りで心身のケアや育児のサポートを受けることができます。

【対象者】

出生後 1 年未満の乳児及びその産婦

【場所】

県内委託医療機関

7.未熟児養育医療〔健康ほけん課〕

身体の発育が未熟なままで生まれ、治療を必要とするお子様の医療費の一部を公費で負担します。

【対象】

出生時の体重が2,000グラム以下か、身体の発育が未熟な状態で生まれ、医療の必要があると医師が判断した場合。

8.未熟児産後支援事業〔健康ほけん課〕

生まれたお子さんが未熟児で出生後直ちに入院による医療を必要とする場合、産婦さんが病院等に通うために要する宿泊費や交通費に対し、助成を行います。

9.定期予防接種〔健康ほけん課〕

Babyぐっど

ワクチン毎に定められた対象月齢内で受ける場合、無料で接種ができます。さいかい子育て応援アプリ「Baby ぐっど」でスケジュール管理が行えるほか、対応医療機関においてはデジタル予診票の利用が可能です。

出生届出時にお配りするファイルに予診票や医療機関リストが入っていますので、ご活用ください。

10.さいかい子育て応援アプリ「Baby ぐっど」〔健康ほけん課〕

西海市が提供するアプリです。当市から配信される必要な情報のチェック、妊娠中の健診記録、出産後のお子様の予防接種スケジュール管理に役立ちます。

また、ご自宅に居ながら、保健師や管理栄養士、助産師と顔を見ながらお話しできるオンライン相談を利用することができます。妊娠中のことやお子様の成長発達、食事についてなど、お気軽にご相談ください。

※下記DXサービスに対応しています。

【妊娠届】、【予防接種】、【乳幼児健診】、【オンライン予約】



11.妊産婦等包括支援事業〔健康ほけん課〕

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるために「妊産婦等包括支援事業」と出産育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援として「妊婦のための支援給付金(5万円×2回)」を希望者へ支給します。

12.妊婦歯科健診〔健康ほけん課〕

西海市に住所を有する妊婦さんに対して市内の歯科医院で妊娠期間中に1回歯周疾患健診を受診することができます。受診券は母子健康手帳交付時に交付します。

13.妊産婦一般健康診査〔健康ほけん課〕

母子健康手帳時に交付を行う妊婦一般健康診査票を医療機関に提出し、妊娠経過を診るための検査等を行います。多胎妊娠の場合はこれ以外に自費で受診した妊婦健診を最大5回分、5,000円/回を上限に償還払い助成します。

産後2週間、1か月目に産婦の産後の身心の状態を診るために、
健診を行います。8か月面談で健診票をお渡します。



14.長崎県おもいやり駐車場制度〔福祉課〕

歩行困難な方で基準に該当する方に対して、特定生活関連施設にある車椅子使用者用駐車場として登録した駐車場の「利用証」を交付します。

【対象者(一部抜粋)】

- 妊産婦…母子手帳取得から産後1年(申請には母子手帳が必要です。)



乳幼児期の子育て

1. 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所〔こども家庭課〕

保育所や小規模保育事業所は、保護者が仕事や病気などの理由により、家庭で保育ができない子どもの保育を行う施設です。幼稚園は、満3歳以上の子どもに対する幼児教育を行う施設で、家庭での保育が可能な子どもも入所できる施設です。認定こども園は、保育所の機能と幼稚園の機能を兼ね備えている施設です。



○市内教育・保育施設一覧

(令和7年4月現在)

地区	名称	電話番号	保育認定の保育時間		認定区分	利用定員	保育サービス			
			標準時間	短時間			延長保育	一時預かり	休日保育	病児保育
西彼	こむかえこども園	28-0130	7:00～18:00	9:00～17:00	1号 2号・3号	10 90	夕	○	○	○
	天 真 幼 稚 園	28-1156	7:00～18:00	8:30～16:30	1号 2号	5 65	夕			
	西 彼 保 育 園	28-0057	7:30～18:30	8:00～16:00	2号・3号	50	夕			
	亀 岳 保 育 園	27-0112	7:00～18:00	8:00～16:00	2号・3号	60	夕			
	なかやま認定こども園	27-0168	7:00～18:00	8:30～16:30	1号 2号・3号	10 40	夕		○	
	西 彼 中 央 幼 稚 園	27-1092	—	—	1号	25				
西海	横瀬保育所	32-0200	7:30～18:30	8:30～16:30	2号・3号	50	朝・夕	○		
	たんぽぽ保育園(休園中)	32-0222	—	—	—	—	—	—	—	—
	瀬川こども園	32-1140	7:00～18:00	8:30～16:30	1号 2号・3号	10 80	夕			○
	樹心保育園	32-2184	7:30～18:30	8:30～16:30	2号・3号	20	朝・夕			
	はすの実保育園	32-9416	7:30～18:30	8:30～16:30	2号・3号	40	朝・夕	○		○
	西海保育園	33-2062	7:30～18:30	8:30～16:30	2号・3号	30	夕	○	○	
大島	大島こども園	37-0241	7:15～18:15	8:30～16:30	1号 2号・3号	25 60		○		
	まさご保育園	34-4700	7:15～18:15	8:30～16:30	2号・3号	50	朝・夕	○		
大瀬戸	遊林保育園	22-0400	7:00～18:00	8:30～16:30	1号 2号・3号	9 40	夕	○		
	淳心保育園	22-9108	7:00～18:00	8:30～16:30	2号・3号	20	夕	○		
	瀬戸保育園	22-0626	7:30～18:30	8:30～16:30	2号・3号	20	朝・夕	○		
	多以良保育園	22-0349	7:00～18:00	8:30～16:30	2号・3号	30	夕	○		
	松島保育園	23-3482	7:30～18:30	8:30～16:30	2号・3号	10		○		

【利用者負担の軽減】

保育所等(保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所)を利用する3歳以上児にかかる利用料が、令和元年10月から無償化され、無料になりました。

保育認定の3歳未満児(3号認定)にかかる利用料は必要ですが、西海市では、少子化及び人口減少対策として、同時利用の2人目や多子世帯(子どもが3人以上の世帯)の利用者負担の軽減に取り組んでいます。

【3歳未満児(3号認定)の利用料】

階層区分	月初日の世帯の状況		利用料月額(円)	
			保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯等		0	0
第2-1階層	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0
第2-2階層		その他の世帯	0	0
第3-1階層A	市町村民税 課税世帯で 世帯の所得 割課税額が 右の区分に 該当する世 帯	ひとり親世帯等で	24,000円未満	6,350 6,250
第3-2階層A		その他の世帯で	24,000円未満	13,700 13,500
第3-1階層B		ひとり親世帯等で	48,600円未満	7,750 7,600
第3-2階層B		その他の世帯で	48,600円未満	16,500 16,200
第4-1階層A		ひとり親世帯等で	77,101円未満	9,000 9,000
第4-2階層A		その他の世帯で	77,101円未満	21,000 20,600
第4階層B			97,000円未満	25,500 25,100
第5階層A			131,000円未満	31,100 30,600
第5階層B		ひとり親世帯等で	169,000円未満	35,600 35,000
第6階層		その他の世帯で	301,000円未満	42,700 42,000
第7階層			397,000円未満	48,000 47,200
第8階層			397,000円以上	52,000 51,100

※ 年度途中に満3歳になり、3号認定から2号認定になった場合でも、年度末までは3号認定の利用料になります。

※ 同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合、2人目以降の利用料は、無料

※ 同一世帯に子どもが3人以上いる場合、所得に制限はなく、3人目以降の利用料は、無料

※ 世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合、年齢に制限はなく、2人目の利用料は、半額

※ 市町村民税が非課税世帯(第2階層)の場合は、年齢制限はなく2人目以降の利用料は、無料

※ ひとり親世帯等で、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合、2人目以降の利用料は、無料

～ひとり親世帯等とは、次のいずれかに該当する方がいる世帯のことです～

- ① 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の方
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない方で、現に児童を扶養している方
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方（障がい者又は障がい児であって、施設などに入所又は入院をしていない方（以下「在宅障がい児」という。）に限る。）
- ④ 療育手帳の交付を受けている方（在宅障がい児に限る。）
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（在宅障がい児に限る。）
- ⑥ 特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障がい児に限る。）
- ⑦ 国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な方（在宅障がい児に限る。）
- ⑧ その他市長が①の要保護者に準する程度に困窮していると認める方

【副食費の無償化】

保育所や幼稚園、認定こども園を利用している3歳以上の子どもについては、一部の低所得世帯や多子世帯を除き、原則として給食にかかる副食の材料費(副食費)を負担する必要があります。

西海市では、令和2年4月からすべての子どもの副食費を無償化しています。

【施設等利用給付】

認可外保育施設や一時預かり事業、幼稚園の預かり保育を利用した場合に、その利用料を助成します。

助成を受けるためには、保育が必要であることの認定を受ける必要があります。

【助成の対象と助成額】

施設事業区分	対象となる子ども	助成額上限月額
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター	0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども	42,000円
	3歳児～5歳児クラスの子ども	37,000円
幼稚園の預かり保育	満3歳～満3歳の最初の3月31日までの住民税非課税世帯の子ども	16,300円
	3歳児～5歳児クラスの子ども	11,300円

【特別保育事業】

各保育所等で、延長保育や一時保育などの保育事業の取組を実施しています。

種類	内容	取り組み保育園等
延長保育事業	保護者の勤務の都合に合わせ、通常の開所時間を超えて保育時間を延長するサービス	こむかえこども園、西彼保育園、亀岳保育園、なかやま認定こども園、横瀬保育所、瀬川こども園、樹心保育園、はすの実保育園、西海保育園、大島こども園、まさご保育園、淳心保育園、遊林保育園、瀬戸保育園、多以良保育園
一時預かり事業	保護者の就労や病気、出産、冠婚葬祭などで一時的に子どもを家庭で見ることができないときに、保育所等で預かるサービス	こむかえこども園、横瀬保育所、はすの実保育園、西海保育園、大島こども園、まさご保育園、淳心保育園、遊林保育園、瀬戸保育園、多以良保育園、松島保育園
休日保育	休日に保護者が子どもを家庭で見ることができないときに、保育所等で預かるサービス	こむかえこども園、なかやま認定こども園、西海保育園
病児保育	病気の回復期、または体調の悪くなった子どもを預かるサービス	こむかえこども園、瀬川こども園、はすの実保育園

※ 利用は、各保育所等にお問い合わせください。

2. 児童手当[こども家庭課]

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している方に支給するものです。

【支給対象】

高校生年代まで(18歳の誕生日後の3月31日まで)の児童を養育している方

【手当額】

児童の年齢	多子カウント※	支給額(1人当たり)
3歳未満	第1子、第2子	月額 15,000円
	第3子以降	月額 30,000円
3歳～高校生年代	第1子、第2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 30,000円

※多子加算のカウント方法については、進学か否かにかかわらず22歳年度末までの子について親等の経済的負担がある場合をカウント対象とします。

【支給月】

4月、6月、8月、10月、12月、2月

【現況届】

児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうか確認するために提出いただくものです。原則、令和4年度からは提出は不要になりました。

ただし、次の1～6に該当される方は、引き続き提出が必要です。

1. 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市町で受給している方
2. 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
3. 离婚協議中で配偶者と別居している方
4. 法人である未成年後見人、里親受給者の方

5. 第3子以降算定額算定対象者がある方のうち、第3子以降算定額算定対象者のうちに学生以外の子がいる方

6. その他、西海市から提出の案内があった方

3. 福祉医療費制度〔こども家庭課〕・〔福祉課〕

福祉の増進を図ることを目的として、障がい者、乳幼児、こども、ひとり親家庭における父又は母と子及び寡婦等に対し、同じ医療機関を受診した場合には、医療費の一部を助成しています。

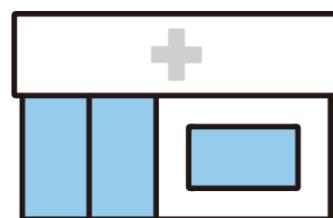
西海市では、窓口で一定の負担を支払う現物給付と、医療費を支払った後に申請書と領収書を添えて提出した後に助成が受けられる償還払いの2通りで助成を受けることができます。

【助成内容】

助成対象者	入院・通院の別	助成金額
乳幼児(小学校就学前までの者)	入院、通院	
こども(小学生から満18歳になった後の最初の3月31日までの者)	入院、通院	一月につき、同一医療機関ごとに一部負担金—1,600円(診療日数が1日のとき、800円)
20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母又は父	入院、通院	※外来調剤一部負担金は全額助成
高校在学中の20歳未満のひとり親家庭の子	入院	
身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2 ※後期高齢者医療適用者も対象となります。	入院、通院	一月につき、同一医療機関ごとに一部負担金—1,600円(診療日数が1日のときは、800円)×1/2
精神障害者保健福祉手帳1級 ※後期高齢者医療適用者も対象となります。	通院のみ	※外来調剤一部負担金は1/2を助成
身体障害者手帳3級、療育手帳B1 ※後期高齢者医療適用者も対象となります。	入院、通院	医療費の負担金—1,200円×入院日数
身体障害者手帳4級、療育手帳B2 ※後期高齢者医療適用者は、対象となりません。	入院、通院	
親族と生計を別にされている過去に母子家庭であった者又は未婚の者で、60歳以上70歳未満の配偶者のいない女子	入院のみ	

【支給申請から支給までの流れ】

- ① 医療機関を受診
- ② 支給申請
 - ・月ごと、医療機関ごとにまとめて申請してください。
 - ・申請書の提出期限は、毎月10日までです。
(10日が土曜日の場合は、9日。日曜日の場合は、8日になります。)
- ③ 内容審査
 - ・高額医療や付加給付などの確認で1ヶ月から3ヶ月の期間を要する場合があります。



④ 支給

- ・原則、申請された月の月末に支給します。

補足事項

●西海市外の医療機関をご利用の場合…

県内の医療機関等を受診する乳幼児と西海市、長崎市、時津町、長与町の医療機関等を受診する小学1年生～高校3年生相当の者にかかる助成金は、各医療機関の窓口での現物給付になります。また、佐世保市の医療機関等を受診する小学1年生～中学3年生相当の者にかかる助成金についても同様です。

●現物給付とは…

医療機関等の窓口で、福祉医療費受給者証を提示することで、一定割合の支払のみで診察や治療などの医療行為(現物)を受けられる給付のことで、助成金は医療機関に直接支払われることになります。

医療費の負担金は、同じ月の同じ医療機関ごとに計算します。また、高額医療や付加給付による払戻しがあるときは、その額を差し引いた金額となります。

●申請の期間は…

福祉医療費の助成は、申請日から認定日まで5年さかのぼって申請できます。

●対象外となる医療費は…

医療費の負担金には、食事代や部屋代などの保険適用外の負担金は含みません。

4. 地域子育て支援拠点事業[こども家庭課]

少子化や核家族化の進行など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育てに関する不安や悩みなどに対応するため、各子育て支援センターにおいて、子育て相談や育児講座などを行っています。

利用については、原則、無料です。

【市内地域子育て支援センター 施設一覧】

(令和7年4月現在)

名 称	住 所	電話番号
子育て支援センター わくわくひろば	西彼町小迎郷 2734-1 (こむかえこども園内)	28-0110
天真幼稚園子育て支援センター エンゼルクラブ	西彼町平山郷 2324-15 (天真幼稚園内)	28-1156
かめっこくらぶ	西彼町上岳郷 148 (亀岳保育園内)	27-0112
子育て支援センターわんぱく広場	西彼町中山郷 253 (なかやま学童クラブ内)	27-0590
ふれあいサークル	西彼町喰場郷 143 (西彼中央幼稚園内)	27-1092
子育て支援センターぽっぽ	西海町太田和郷 907-1 (はすの実保育園内)	32-9416
ゆりかご	西海町七釜郷 1888 (西海保育園内)	33-2062
瀬川こども園支援センター	西海町丹納郷 2766-5 (瀬川こども園内)	32-1140
せんだん	西海町横瀬郷 2938-1 (横瀬保育所内)	32-0200
大島こども園おひさまルーム	大島町 1922-30 (西海市立大島こども園内)	37-0241
大島子育て支援センター	大島町 1766 (西海市立大島児童館内)	34-2139
瀬戸保育園子育て支援センター	大瀬戸町瀬戸福島郷 1458-33 (瀬戸保育園内)	22-0626
認定こども園遊林保育園 子育て支援センター	大瀬戸町瀬戸西濱郷 63 (遊林保育園内)	22-0400
子育て支援事業のびのびサークル	大瀬戸町多以良内郷 1336-1 (多以良保育園内)	22-0349
じゅんしんひろば	大瀬戸町雪浦下郷 1206-1 (淳心保育園内)	22-9108

※ 利用などの詳細については、各子育て支援センターにお問い合わせください。

5.ファミリー・サポート・センター[こども家庭課]

住民相互の子育て支援の仕組みです。子育てのお手伝いをしてほしい方(依頼会員)とお手伝いをしたい方(提供会員)の双方に登録をしていただき、専門のアドバイザーが、その橋渡しをします。

登録は無料ですが、依頼会員が提供会員に子育てのお手伝いを依頼したときに、料金を支払うことになります。利用には、事前に会員登録を行ってください。

【料金】

平日 午前 7時 から 午後 7時 まで: 700円/時間

平日 上記の時間帯以外: 800円/時間

土、日、休日、年末年始(12/29~1/3): 900円/時間

自家用車利用送迎は、100円 その他は、実費

【一人親家庭における利用料助成もあります】

1. 対象世帯…西海市において児童扶養手当等を受給しているひとり親家庭
2. 利用料助成額…こども1人1時間あたり基本額700円
(1世帯あたり年間助成上限額は14,000円)

※送迎費や弁当代等の実費分は対象外

【お問合せ先】

ファミリー・サポート・センターさいかい
〒857-2403
西海市大島町1766番地(大島児童館内)
TEL:0959-34-2139
FAX:0959-34-2139
社会福祉法人 西海市社会福祉協議会
<http://www.shakyo-saikai.jp/>



6. ショートステイ事業・トワイライトステイ事業〔 こども家庭課 〕

保護者が病気や仕事などの理由により家庭での子どもの養育が困難となった場合や母子を保護することが必要な場合などに、これらの子どもやその家庭の福祉の向上を図ることを目的に、一定期間、子どもを養育し、又は母子を保護する事業として、ショートステイ事業やトワイライトステイ事業を行っています。

ショートステイ事業は、保護者が病気などの理由により、家庭での子どもの養育が一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに、児童養護施設等において、一定期間、養育や保護を行う事業です。

また、トワイライトステイ事業は、保護者が仕事などの理由により、帰宅が恒常的に夜間にわたる場合や休日に不在する場合などで、子どもに対する生活指導や家事の面で困難を生じている場合に、児童養護施設等に通所させ、生活指導や食事の提供などをを行う事業です。

7. 児童相談、DV相談〔 こども家庭課 〕

こども家庭課では、家庭児童福祉の向上を図るために、必要な実情の把握に努めるとともに、児童の福祉に関する相談や指導を行います。

児童虐待に気づいたら、こども家庭課に相談していただき、早期解決につなげていきます。

また、配偶者からの暴力や家庭内の不和など、生活を営む上で支障となる問題については、電話や来所での相談に応じ、一緒に問題解決の方法を考えていきます。

8. 就学相談〔 学校教育課 〕

教育委員会学校教育課では、年少、年中、年長児の保護者を対象に、就学に向けた教育相談を行っています。毎年度、5月から相談受付を開始し、電話による予約を随時受け付けています。

9. 幼児教育相談〔 学校教育課 〕

教育委員会学校教育課では、上記の「8. 就学相談」を利用された年長児とその保護者のうち、希望者を対象に、市内小学校の4校の通級指導教室を活用し、小学校の雰囲気や簡単なルールに慣れることをねらいとした体験活動を行っています。

10.乳幼児相談・授乳相談 [健康ほけん課]

Babyぐっと

【内容】

身体計測、保健・栄養相談、妊婦・授乳中の方の相談(※予約制)

【対象者】

就学前までのお子さんと保護者、妊婦・授乳中の方

○オンライン相談も可能。

○体重計の貸出もしも行っています。



11.乳児健診 [健康ほけん課]

<集団健診>

Babyぐっと

【対象者】

生後おおむね4か月頃(対象のお子様には4週間前に個別通知を行います。)

<個別健診>

【対象者】

生後1か月 生後7か月 生後10か月(いずれも個別通知は行いません。)

【場 所】

県内医療機関(小児科)

受診時に必要な受診票は、乳児健診(集団)時に発行します。

12. 1歳6か月児健診 [健康ほけん課]

Babyぐっと

【対象者】

1歳7か月頃(対象のお子様には4週間前に個別通知を行います。)

13. 3歳6か月児健診 [健康ほけん課]

Babyぐっと

【対象者】

3歳7か月頃(対象のお子様には4週間前に個別通知を行います。)

14.5歳児健診 [健康ほけん課]

【対象者】

5歳頃(対象のお子様には 6 週間前に個別通知を行います。)

令和7年度は、令和2年度生まれのお子様が対象です。

15.すくすく相談 [健康ほけん課]

臨床心理士による子育ての悩みや不安、お子さんの発達に関する相談を行います。

相談を希望される場合は、健康ほけん課へご連絡ください。

16.ひまわりの園巡回相談(県事業) [健康ほけん課]

お子さんの育ちのなかで、「落ち着きがない」「ことばが遅い」「お友達とうまく遊べない」など、行動や発達が心配なお子さんの専門相談・支援を、時津町ひまわりの園の言語聴覚士又は作業療法士が通所している施設へ訪問し、先生方へ助言を行います。相談を希望される場合は、健康ほけん課へご連絡ください。

17.のびのび相談 [健康ほけん課]

5歳児健診等を受けられて、お子さんの育ちや特性について詳しく診ていただきたい場合、作業療法士又は言語聴覚士が相談に応じます。

18. フォローアップ健診[健康ほけん課]

乳幼児健診等を受診されて、お子さんの育ちや特性について詳しく診ていただきたい場合や健診後の成長発達確認が必要と医師が判断した場合は心理士または言語聴覚士が発達を確認し医師が総合的に診察を行います。

19.こども医療電話相談(#8000)[健康ほけん課]

#8000(全国同一短縮番号)をプッシュすると、小児科医・看護師から症状に応じた適切な対応の仕方や受診する医療機関などのアドバイスが休日・夜間でも受けられます。





学童期からの子育て



1. 放課後児童クラブ[こども家庭課]

保護者が昼間就労などで家庭にいない小学生を対象に、放課後や学校休業日に適切な遊び、生活の場を提供し、健全育成に努めています。

なお、平成28年度から西海市独自の制度として、同一世帯に子どもが3人以上いる場合で、同時に利用している2人目以降の利用料を軽減しています。(一部所得制限あり)

【市内放課後児童クラブ一覧】

(令和7年4月現在)

地区	施設名	所在地	Tel
西彼	学童クラブ ひだまりの森	西彼町小迎郷 2555	28-0234
	大串学童保育クラブ	西彼町平山郷 2324-14	28-1156
	なかやま学童クラブ	西彼町中山郷 253	080-9241-8617
	学童くらぶ かめだけ	西彼町中山郷 626	27-1628
西海	瀬川こども園児童クラブ	西海町丹納郷 2501-1	32-1140
	はちのこクラブ	西海町横瀬郷 2608	080-2746-7426
	はすの実クラブ	西海町太田和郷 886-3	23-2717
	ぐしこうかん	西海町七釜郷 1888	33-2062
大島	大島学童保育	大島町 1766	34-2139
	大島学童保育 とまとくらぶ	大島町 1827 大島楽市 ショッピングセンター内	23-2288
大瀬戸	大瀬戸小学校学童保育会 どんぐりくらぶ	大瀬戸町瀬戸西濱郷 819-1	22-9559
	みひかりクラブ	大瀬戸町瀬戸西濱郷 129	080-2756-8423
	じゅん心学童クラブ	大瀬戸町雪浦下郷 1206-1	080-8392-2338
	松島っ子クラブ あこう樹	大瀬戸町松島内郷 421-1	22-0070

2.就学援助制度〔教育総務課〕

就学援助制度は、教育の機会均等の精神に基づき、保護者の経済的負担を軽減し、お子様が学校で安心して勉強できるように、学用品費や給食費などの経費の一部を援助しています。

【対象者】

西海市内に住所を有する児童生徒の保護者又は西海市立小・中学校に通学する児童生徒の保護者で、次に該当する方

- | | | |
|-------------------------------------|------------------------------|------------|
| ①生活保護廃止 | ②市民税非課税 | ③市民税減免 |
| ④個人事業税減免 | ⑤固定資産税減免 | ⑥国民年金の掛金減免 |
| ⑦国民健康保険税減免 | ⑧児童扶養手当受給(児童手当、特別児童扶養手当は対象外) | |
| ⑨生活福祉資金貸付 | ⑩職業安定所登録の日雇労働 | |
| ⑪世帯全員の合計所得額が所得基準額以下(基準は世帯によって異なります) | | |

【援助の内容】

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費(柔道着等)、新入学児童生徒学用品費(新1年生のみ)、クラブ活動費(学校での部活動の部費等)、生徒会費、PTA会費、通学費、修学旅行費、医療費(学校で指示された治療が対象)、給食費、卒業アルバム代等(卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費)、オンライン通信費



ひとり親支援

1.児童扶養手当〔こども家庭課〕

児童扶養手当は、父母の離婚などで父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

手当月額は受給資格者が監護・養育する児童の数や、受給資格者の所得等により決められます。

【支 給 日】5月・7月・9月・11月・1月・3月の 11 日

【支 給 額】全部支給 46,690 円、一部支給 46,680 円～11,010 円(月額)

【2人目以降】全部支給 11,030 円、一部支給 11,020 円～5,520 円

2.福祉医療費制度〔こども家庭課〕・〔福祉課〕

P12 のとおり

3.母子・父子自立支援員〔こども家庭課〕

ひとり親家庭や寡婦の方に対し、就業能力の向上及び求職活動の支援等、その他自立に必要な情報提供や相談を行うため、西海市福祉事務所(こども家庭課)に母子・父子自立支援員を配置しています。

4.ひとり親家庭等日常生活支援事業〔こども家庭課〕

ひとり親家庭の保護者が病気や仕事、技能習得のための通学、就職活動などで、乳幼児の世話や家事、保育所の送り迎えなどに困られたときに「家庭生活支援員」を派遣する制度です。

利用は、無料です。お近くの西海市母子寡婦福祉会の会員かこども家庭課へお問い合わせください。

5.ひとり親家庭生活支援事業〔こども家庭課〕

ひとり親家庭の育児や、子どものしつけ、健康管理などについての各種生活支援講習会を西海市母子寡婦福祉会へ委託して開催しています。生活上の悩みなどの相談や情報交換などもできます。

6.就労支援[こども家庭課]

(1)ひとり親家庭の父又は母の主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、給付金を支給する制度です。指定教育講座を受講し修了した場合、その受講費用の一部を支給します。

受講を開始する前に、講座の指定を受ける必要がありますので、必ず受講前にご相談ください。

- 【支給要件】**
- ・児童扶養手当を受給しているか、または同等の所得水準の方
 - ・母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けているものであること。
 - ・支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。

- 【支 給 額】**
- ① 受講開始時点において、雇用保険法による一般教育訓練給付金又は特定教育訓練給付金を受けることができない方
⇒ 受講費用の 60% の額(上限 20 万円)
 - ② 受講開始時点において雇用保険法による専門実践教育訓練給付金を受けることができない方
⇒ 受講費用の 60% の額。ただし、その額が修業年数に 40 万円を乗じた額を超えるときは、修業年数に 40 万円を乗じた額(上限 160 万円)
 - ③ 上記以外の方
⇒ ①又は②により得た額から、一般教育訓練給付金、特定教育訓練給付金または専門実践教育訓練給付金を差し引いた額
※ 算定した額が1万2千円を超えない場合は、支給されません。

【対象講座】雇用保険法による次のいずれかに該当する講座です。

- ① 一般教育訓練に係る講座
- ② 特定一般教育訓練に係る講座
- ③ 専門実践教育訓練に係る講座
- ④ ①から③までに準じて市長が指定する講座
・指定教育講座の例……経理事務、介護職員初任者研修、医療事務

(2)高等職業訓練促進給付金等事業

就職の際に有利であり、かつ、生活の安定につながる資格の取得を促進するため、資格の養成訓練を受講する期間、ひとり親家庭の父又は母に対して、給付金を支給する制度です。

【訓練促進給付金】

支給要件:6 月以上の養成訓練を受ける場合に 4 年間を上限に支給

支 給 額:月額 100,000 円(市民税課税世帯の場合月額 70,500 円)

養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 カ月については、40,000 円増額

対象資格: 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、助産師、保健師、臨床検査技師、柔道整復師、はり師、きゅう師、言語聴覚士、歯科衛生士、調理師、歯科技工士、社会福祉士、栄養士、精神保健福祉士、管理栄養士、理容師、美容師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格 等

【修了支援給付金】

支給要件: 訓練促進給付金を受給していた方が訓練を修了した場合に支給

支 給 額: 50,000 円(市民税課税世帯の場合 25,000 円)

(3)母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の自立を促進するため、それぞれの状況に対応した自立支援のためのプログラムを策定し、これに基づき、ハローワークなどと連携を図りながら、自立・就業に結びつけるための様々な支援を実施する事業です。

(4)ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親又は子どもが、高校卒業程度認定試験に合格するための民間の講座を受講する際に、必要な費用の一部を助成する事業です。

【受講終了時給付金】

支給要件: 対象講座の受講を修了したときに給付

支 給 額: 対象講座の受講のために支払った費用の 40%(上限 10 万円)。

ただし、その額が4千円を超えないときは支給しない。)

【合格時給付金】

支給要件: 受講修了から2年以内に高卒認定試験の全科目に合格したときに支給

支 給 額: 対象講座の受講のために支払った費用の 20%

(受講終了時給付金と合わせて上限 15 万円)



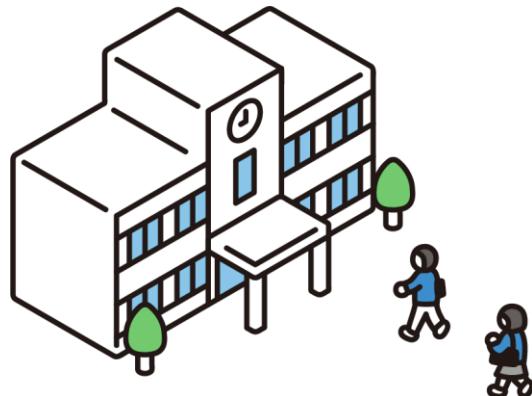
7.母子・父子寡婦福祉資金貸付[こども家庭課]

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るために、資金の貸付を行っています。

【*貸付を受けられる方*】

- ① 児童を扶養するひとり親家庭の父又は母およびその児童
 - ② 寡婦又は扶養する子
 - ③ 父母のない児童
 - ④ 母子福祉団体
- 修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金は原則として無利子。その他の資金は保証能力のある連帯保証人を1人もしくは2人つけることで無利子となります。
- 償還方法は、月賦、半年賦又は年賦の元利均等償還です。

※詳しくは、西海市福祉事務所(こども家庭課)の母子・父子自立支援員におたずねください。



【母子・父子寡婦福祉資金制度一覧】

貸付の種類	資金利用者	貸付限度額		据置期間	償還期限	摘要
事業開始資金	母父寡婦	3,580,000円		貸付後1年	7年	設備、備品、権利金等
	団体法人	5,370,000円				
事業継続資金	母父寡婦	1,790,000円		貸付後6ヶ月	7年	継続するために必要な設備、商品購入費等
	団体法人	1,790,000円				
修学資金	児童子	国公立	高校 専修(高)	自宅 27,000円 自宅外 34,500円	終了後 6ヶ月	修学するのに必要な経費(授業料通学費等) 左記限度額は月額
			高 専	自宅 31,500円 自宅外 33,750円		
			専修(専)	自宅 67,500円 自宅外 78,000円		
			短 大	自宅 67,500円 自宅外 96,500円		
			大 学	自宅 71,000円 自宅外 108,500円		
		私立	高校 専修(高)	自宅 45,000円 自宅外 52,500円		
			高 専	自宅 48,000円 自宅外 52,500円		
			専修(専)	自宅 89,000円 自宅外 126,500円		
			短 大	自宅 93,500円 自宅外 131,000円		
			大 学	自宅 108,500円 自宅外 146,000円		
		専修(一般) 54,000円			5年	
技能習得資金	母・父寡婦	月額 68,000円 (特別一括 816,000円) (自動車免許取得 460,000円)		終了後 1年間	20年	就職に必要な知識技能の習得費
修業資金	児童子	月額 68,000円 (自動車免許取得 460,000円)		終了後 1年間	20年	就職に必要な知識技能習得費 車免許は高3のみ
就職支援資金	母・父寡婦・児童	110,000円 (特別 340,000円)		貸付後 1年間	6年	就職準備金(被服、身の回り品等)

貸付の種類	資金利用者	貸付限度額	据置期間	償還期限	摘要	
医療介護資金	母・父 寡婦 児童	医療 340,000円 (特別 480,000円)	満了後 6ヶ月	5年	期間が1年未満の医療、通院又は介護にかかる経費	
		介護 500,000円				
生活資金	母・父 寡婦	月額 114,000円 (特別一括 342,000円)	終了後 6ヶ月	医療 5年	医療や介護を受ける期間や失業時の生活維持のための資金	
		母(寡婦)が生計中心者でない場合は 月額 76,000円 (特別一括 228,000円)	貸付後 6ヶ月	失業 5年		
		技能月額 141,000円 (特別一括 423,000円)	習得後 6ヶ月	技能 20年	技能習得期間中の生活維持資金	
住宅資金	母・父 寡婦	通常 1,500,000円 災害 2,000,000円	貸付後 6ヶ月	6年 災害7年	補修、増改築、購入※自己所有居住	
転宅資金	母・父 寡婦	260,000円	貸付後 6ヶ月	3年	敷金、前家賃、運送代等	
就学支度資金	児童子	学校区分 自宅 自宅外	20年	5年	入学の際に必要な経費(入学金、被服購入費等) 小、中学校は所得税非課税の者のみ	
		小学校 64,300円				
		中学校 81,000円				
		修業施設(中卒) 150,000円 修業施設(高卒) 272,000円				
		高校・専修学校(一般)・ 専修学校(高等) (国公立) 150,000円 (私立) 410,000円				
		(国公立) 420,000円 (私立) 580,000円				
		大学・短大・高専 専修学校(専門) (国公立) 430,000円 (私立) 590,000円	終了後 6ヶ月	20年		
		(国公立) 380,000円				
		(私立) 590,000円				
結婚資金	母・父 寡婦	330,000円	貸付後 6ヶ月	5年	扶養している子どもの結婚費用	



障がい児・障がい者支援

1.身体障害者手帳〔 福祉課 〕

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、一定の障がいのある人に交付されるもので、各種援助等を受けるために必要な証明書の役割を持つものです。

県で認定された医師(指定医師)の診断書を添付して申請し、県の審査によって交付決定されるもので、障がいの程度により1級から6級の区分があります。

2.療育手帳〔 福祉課 〕

知的障がいのある方が、その障がいにより社会的不利益や生活、学習、労働などに支障をきたす可能性があることを考慮し、一貫した指導・相談や各種支援を受けやすくするために交付されるものです。

申請により、直接、県の審査判定機関に出向き審査を受け交付決定されるもので、障がいの程度により最重度「A1」、重度「A2」、中度「B1」、軽度「B2」の区分があります。

3.精神障害者保健福祉手帳〔 福祉課 〕

精神障がい者が一定の精神障がいの状態であることを証明する手帳で、各種支援を受けやすくなることにより、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付されるものです。

診断書等を添付して申請し、県の審査によって交付決定されるもので、障がいの程度により1級から3級の区分があります。

4.自立支援医療費(育成医療)〔 福祉課 〕

身体に障がいのある児童に対し、その障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実の効果が期待できるものに対して提供される、生活能力を得るために必要な医療手術費の一部を助成します。

5.自立支援医療費(精神通院)〔 福祉課 〕

継続的に入院によらない精神医療(通院医療)を受ける方に、医療費の一部を助成します。

6.軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成〔 福祉課 〕

軽度・中等度の聴覚障がいのある児童に対して、補聴器の装着による言語能力やコミュニケーションの向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の福祉の増進を図る。

※補聴器を購入・修理する前に申請が必要です。

【対象者】

次の要件をすべて満たす18歳未満の児とする。

- ① 西海市内に住所を有すること。
- ② 身体障害者手帳の交付対象者でないこと。
- ③ 両耳の聴力レベルが各々30dB以上であること。ただし、県で認定された医師（指定医師）が装用を必要と認めた場合も対象とする。
- ④ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。

【助成額】

補聴器の種類に応じた1台あたりの基準額または補聴器の購入に係った費用のいずれか低い額の3分の2の額。(1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

7.児童発達支援〔 福祉課 〕

日常生活における基本的な動作の指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【対象者】

- ① 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児
- ② 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
- ③ 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な 療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

8.放課後等デイサービス〔 福祉課 〕

授業の終了後又は、学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会の交流の促進その他必要な支援を行います。

【対象者】

学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

障害児通所支援事業所

令和7年4月現在

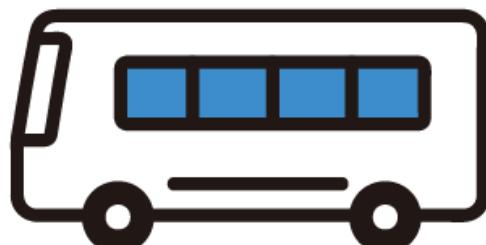
事業所名	所在地	電話番号	事業内容
西海市療育支援相談センター	西彼町鳥加郷 2218	29-7110	障害児相談支援 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
サニー	西彼町喰場郷 1320-12	31-4038	放課後等デイサービス
さくらっ子	大瀬戸町瀬戸樫浦郷 2513-4	23-2227	放課後等デイサービス
西海市立大島児童発達支援館	大島町 1876-49	32-0130	児童発達支援
なないろきっず	西海町木場郷 547-3	080-7981-1478	放課後等デイサービス

9.保育所等訪問支援〔 福祉課 〕

保育所や幼稚園など児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

【対象者】

保育所や幼稚園など児童が集団生活を営む施設等に通っており、専門的な支援が必要と認められた障がい児



10.障害児福祉手当〔 福祉課 〕

精神または身体に著しく重度の障がいを有する児童に福祉の増進を図るため手当を支給します。

【支給対象】 20歳未満で、最重度の障がい状態にあるため日常生活に常時の介護を必要とする在宅の障がい児

【手当月額】 月額 16,100 円

【支 払 月】 5月、8月、11月、2月

【現 況 届】 毎年 8月 12 日から 9月 11 日の間に提出していただきます。

11.特別児童扶養手当〔 福祉課 〕

精神または身体に障がいを有する児童について福祉の増進を図るため手当を支給します。

【支給対象】 20歳未満で、精神(知的)または身体に障がいのある児童を監護している父母(父母が監護しない場合は養育者)

【手当月額】 1級 月額 56,800円
2級 月額 37,830円

【支 払 月】 4月、8月、11月

【現 況 届】 毎年8月12日から9月11日の間に提出していただきます。

【問い合わせ先】

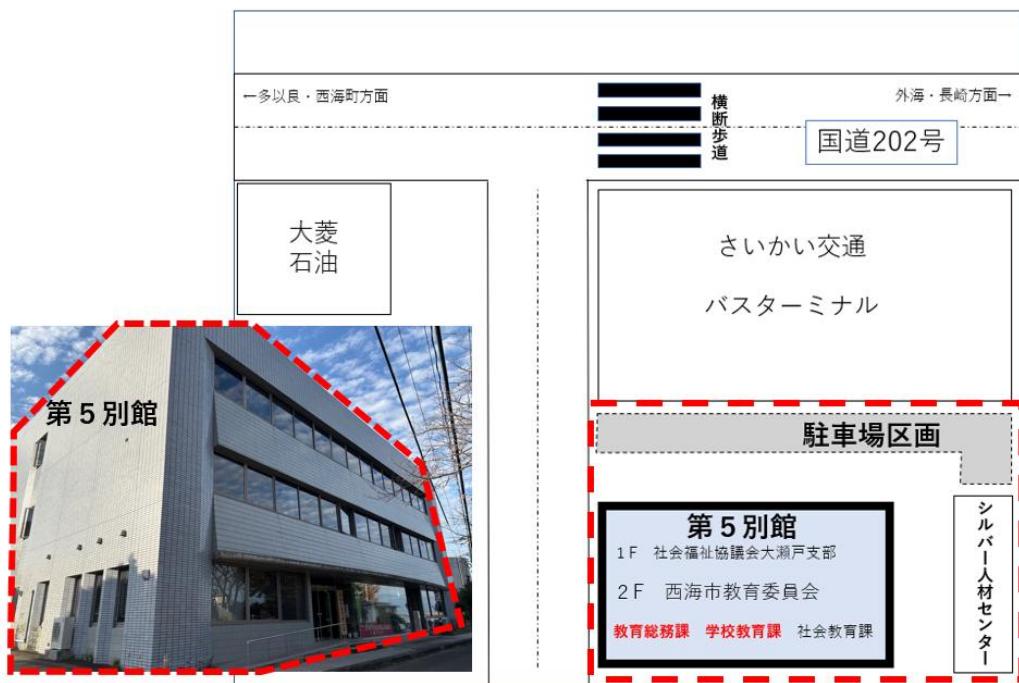
・こども家庭課:37-0029 ・健康ほけん課:37-0067・福祉課:37-0069

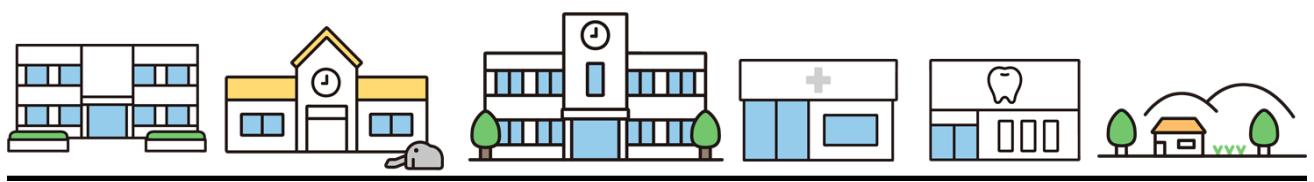
所在地:西海市役所第一別館 西海市大瀬戸町瀬戸桿浦郷 2222 番地



学校教育課:37-0078 ・教育総務課:37-0077

所在地 西海市教育委員会 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 920 番地 12





西海市保健福祉部**こども家庭課**

〒857-2392 西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷 2222
Tel 0959-37-0029 Fax 0959-29-0050